

報酬規定

Ver.1.0

(1)、月額顧問報酬

お客様で入力された会計データを確認します。毎月訪問し、月次決算のための処理、試算表等説明、各種助言、決算対策を行います。税務相談(高度なものは除く)も含まれます。

事前にメール、郵送等でデータを送付下さい。現預金・売掛金・買掛金残高の確認はお客様でお願いします。原則1仕訳ごとの原始資料との確認は行いません(税務上重要と思われるものを除く。以下同様です。)

期首資本金等基準	年取引額基準	月額顧問報酬
1,000万円以下	1,000万円未満	20,000
5,000万円以下	5,000万円未満	30,000
1億円未満	1億円未満	40,000
	10億円未満	60,000
	30億円未満	80,000
	50億円未満	100,000

毎月の訪問を必要としないお客様につきましては、訪問する月のみ上記金額とし、訪問しない月は、10,000円を差し引きます。

税務書類の作成報酬・記帳代行料・原資資料の整理・給与計算等は、その内容及び分量に応じて別途請求させていただきます。

(2)、決算・確定申告処理

作成提出する申告書、決算書、科目内訳書などの作成枚数に応じて料金が決まります。

- 料金の目安
 - ・月額顧問報酬の6ヶ月分(最低料金:100,000円)
 - ・消費税の申告 原則課税:30,000円、簡易課税:20,000円
 - ・地方税は、分割法人の場合には、件数に応じて別途請求させていただきます。

(3)、予定申告または中間申告処理

【イ】予定申告

提出する申告書の枚数に応じて決まります。

- 料金の目安
 - 1事業所のみ、法人税、住民税の場合 10,000円
 - 消費税のみの場合 3,000円

【ロ】中間申告

決算・確定申告×70%

(4)、源泉所得税納付書作成処理

【イ】毎月作成 → 1,000円/月 (給与集計表の作成をお願いします。)

【ロ】納期特例 → 5,000円

(5)、年末調整・法定調書作成、償却資産税申告処理

【イ】年末調整

従業員数に応じて料金が決まります。

→ 料金の目安 基本料金:10,000円 + 作成する源泉徴収票1人につき3,000円

【ロ】法定調書及び法定調書合計表

作成提出書類の枚数により料金が決まります。

→ 料金の目安 5,000円～10,000円

【ハ】給与支払い報告書

提出市町村数と従業員数により料金が決まります。

→ 料金の目安 2市町村10名の場合 4,000円

【ニ】償却資産税申告書

提出市町村数と資産増減数により決まります。

→ 料金の目安 提出1市町村、資産増減3の場合 4,500円

(6)、税務調査の立ち会い

税務調査に立ち会う時間によって決まります。

→ 料金の目安	半日(3時間以内)	30,000円
	1日	50,000円

(7)、訪問して行う相談業務

お客様の依頼により、月次訪問とは別にお客様の事務所を訪問して相談を受ける場合は、その相談時間によって決まります。

→ 料金の目安	半日(3時間以内)	10,000円
	1日	20,000円